

亀山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第27号

亀山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成17年亀山市規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第5条 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、<u>同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（</u></p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第5条 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>

昭和31年法律第118号) 第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

別表第4 (第9条関係)

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	[略]	[略]
常時介護を要する状態	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある場合	月額75,290円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある場合	月額75,290円以下であるときに限る。)
随時介護を要する状態	[略]	[略]
随時介護を要する状態	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある場合	月額37,600円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある場合	月額37,600円以下であるときに限る。)

別表第4 (第9条関係)

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	[略]	[略]
常時介護を要する状態	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある場合	月額73,090円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある場合	月額73,090円以下であるときに限る。)
随時介護を要する状態	[略]	[略]
随時介護を要する状態	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある場合	月額36,500円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある場合	月額36,500円以下であるときに限る。)

	<p>るとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>37,600</u>円以下であるときに限る。）</p>	<p>を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)</p>		<p>るとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>36,500</u>円以下であるときに限る。）</p>	<p>を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第4の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。